今金町カントリーサインデザイン　使用取扱規程

（趣旨）
第１条 この規程は，今金町カントリーサインデザイン（以下「カントリーサイン」という。）を使用する場合の取扱いに関し，必要な事項を定めるものとする。
（定義）
第２条 この規程において「カントリーサイン」とは，令和６年度に実施された「今金町カントリーサインデザイン変更事業」に際し，制作された別紙に掲げるデザイン及びこれを展開したものとする。
（申請）
第３条 カントリーサインを使用しようとする者は，あらかじめ「今金町カントリーサインデザイン使用申請書」（様式第１号）（以下「申請書」という。）を当該使用に係る物件のデザイン案と併せて今金町長（以下「町長」という。）に提出し，その承認を受けなければならない。ただし，次の各号のいずれかに該当し，かつ，別紙に掲げる図柄を変更，改変することなく使用する場合はこの限りでない。
（１）報道機関が報道及び広報の目的で使用する場合
（２）町及び町職員が業務に関し使用する場合
（３）町内の学校等が教育の目的で使用する場合
（４）その他，町長が適当と認めた場合
２ カントリーサインを営業又は販売物に使用しようとする者は，あらかじめ町長と協議した上で，申請書を提出するものとする。
（承認の範囲）
第４条 町長は，前条の規定による申請があった場合，その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き，使用を承認するものとする。
（１）今金町の信用又は品位を害すると認められる場合
（２）カントリーサイン色や一部を変更して使用する場合
（３）暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団（以下、「暴力団」という。）、又は暴力団の構成員と認められる者からの申請の場合
（４）法令または公序良俗に反し，又は反するおそれがあると認められる場合
（５）特定の政治活動、宗教活動や個人の売名行為に関すると認められる場合
（６）その他，町長が不適切と認めた場合
（承認）
第５条 町長は，前条の承認をするときは，「今金町カントリーサインデザイン使用（変更）承認通知書」（様式第２号）をもって通知する。
（使用料）
第６条 使用料は，無料とする。
（使用上の遵守事項）
第７条 カントリーサインを使用する者は，次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
（１）承認された用途のみに使用し，町長の指示する使用条件に従うこと。
（２）定められた色，形状，配色等を正しく使用すること。

（３）イメージを損なう応用使用はしないこと。
（４）カントリーサインを使用する権利は，　第三者に譲渡してはならない。
（承認内容の変更）
第８条 カントリーサインの使用承認を受けた者が，承認された内容について変更しようとするときは，あらかじめ，「今金町カントリーサインデザイン承認変更申請書」（様式第３号）を町長に提出し，その承認を受けなければならない。
２ 前項の承認は，「今金町カントリーサインデザイン使用（変更）承認通知書」（様式第２号）をもって通知する。
３ 変更申請の承認後についても，前条の規定を遵守しなければならない。
（承認の取り消し）
第９条 町長は，カントリーサインの使用がこの規程又は承認内容に反して使用されたときは，当該承認を取り消すことができる。
２ 前項の承認の取り消しは，「今金町カントリーサインデザイン使用承認取消通知書」（様式第４号）をもって通知する。
３ 前２項の規定により承認を取り消された者は，承認取消通知があった日以降，当該承認に係る物件の使用，配布，掲示及び販売等をしてはならない。
（責任の制限）
第１０条 前条の規定により，カントリーサインの使用承認を取り消した場合，使用承認を受けた者に損害が生じても，今金町はその責めを負わない。
２ カントリーサインの使用承認を受けた者がカントリーサインの使用によって第三者に対して損害または損失を与えた場合でも，今金町は，損害賠償，損失補償その他法律上の責任を一切負わない。
（補則）
第１１条 この規程に定めるもののほか，カントリーサインの使用に関して必要な事項は，町長が別に定める。

附則
（施行期日）
１ この規程は，令和６年１２月１６日から施行する。